

平成20年度第2回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成21年1月9日（金）

新宿区みどり土木部みどり公園課

平成20年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成21年1月9日（金）

午前10時02分～午前11時29分

本庁舎6階 第二委員会室

1 開 会

2 審 議

- (1) みどりの基金と公園整備基金の統合について
- (2) みどりの推進審議会小委員会の設置について
- (3) 保護樹木等の指定及び解除について

3 報 告

- (1) おとめ山公園の拡充について
- (2) みどりの基本計画パブリックコメントの結果について

4 その他

連絡事項など

5 閉 会

○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会（第9期）委員名簿
- 2 みどりの基金と公園整備基金の統合について
- 3 みどりの推進審議会小委員会の設置について
- 4 保護樹木等の指定及び解除について
- 5 おとめ山公園の拡充について
- 6 みどりの基本計画パブリックコメント結果一覧

参考 新宿区みどりの条例・同施行規則（抜粋）

参考 新宿区みどりの基金条例

参考 新宿区公園整備基金条例

参考 みどりの基本計画改定素案

審議会委員 11名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	輿 水 肇
委 員	芥 藤 馨	委 員	渋 江 桂 子
委 員	吉 川 信 一	委 員	武 山 昭 英
委 員	秋 山 文 子	委 員	小 林 辰 男
委 員	近 藤 惠美子	委 員	阿 部 善三郎
委 員	藤 田 茂		

◎はじめに

みどり公園課長 どうも皆様、明けましておめでとうございます。年始早々お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから平成20年度第2回ということになりますけれども、新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

私、事務局を務めさせていただいております、みどり公園課長の柏木でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日、臨時ということで、急遽開催を決定した関係で、ホームページ等では、当審議会の開催をお知らせしたところでございますけれども、広報での掲載は間に合いませんでしたので、まだ本日傍聴されるという方はお見えになってございません。ただ、事務局といたしましては、本日の審議内容から公開しても差し支えないと思われまますので、公開させていただきたく、委員の皆様の御了承をお願い申し上げます。

それでは、改めまして、平成20年度第2回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

本日、先ほども申し上げましたように、区のほうで緊急に御審議いただきたい議題が出てまいりまして、急遽開催ということにさせていただきました。委員の皆様方におかれましては、松が取れて間もないこの時期にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の会議につきましては、議題を絞って御審議いただき、11時30分ごろを目途に審議会を終了させていただければと考えてございます。ぜひ御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて、毎度のことでございますけれども、マイクの使用方法について再度御確認をさせていただきます。発言の際には、お手元の4番のボタンを押していただきまして、終わりましたら5番を押していただければと存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行を会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

◎開会

熊谷会長 それでは、早速でございますが、これから平成20年度第2回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

最初に、事務局より本日の出席状況についてお願いをいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の委員の出席状況について御報告を申し上げます。

本日は、岸田委員、土屋委員、北村委員の3名の委員の方から欠席の届けをちょうだいしてございます。また、現在、秋山委員、高橋委員、近藤委員がお見えになっておりませんが、後ほどお見えになるのではと考えてございます。

現在、15名中9名の委員の御出席をいただいておりますので、審議会は成立しているということを御報告申し上げます。

熊谷会長 ありがとうございます。

次に、本日の資料について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、お手元に配付してございます資料について御確認をいただければと存じます。

まず、資料1といたしまして、新宿区みどりの推進審議会（第9期）委員名簿でございます。

資料2、みどりの基金と公園整備基金の統合について。カラー刷りA4、1枚の資料でございます。

資料3といたしまして、みどりの推進審議会小委員会の設置について。A4やはり1枚の縦書きのものでございます。

資料4、保護樹木等の指定及び解除について。同じく、A4、縦書き1枚でございます。

資料5といたしまして、おとめ山公園の拡充について。こちらについても、A4、1枚のカラー刷りの図面でございます。

資料6といたしまして、みどりの基本計画パブリックコメント結果一覧。全部で、ちょっととめてございますが、裏表刷りになってございますでしょうか。8ページのものでございます。

その他、参考といたしまして、新宿区みどりの条例・同施行規則（抜粋）、また、新宿区みどりの基金条例、新宿区公園整備基金条例、みどりの基本計画改定素案、以上の資料をお手元にお配りしてございます。

もし資料の不足がございましたら、事務局のほうまでお知らせ願えればと存じます。よろしく願いいたします。

熊谷会長 よろしいでしょうか。

◎みどりの基金と公園整備基金の統合について

熊谷会長 それでは、議事次第に従いまして、審議から始めさせていただきます。

初めに、1番目の審議事項であります、みどりの基金と公園整備基金の統合についてに移ります。

事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、みどりの基金と公園整備基金の統合について、御説明をさせていただきます。

御提案させていただいております趣旨は、みどりの基金を公園建設や改修をするための基金でございます公園整備基金と統合いたしまして、新たな基金として一体的に運用したいということでございます。

これまで基金で取得する土地が区内に残された貴重な緑地ということで、あくまで緑地に限られてございました。改正後は、さまざまな土地が取得できるようにしたいというふうに考えているところでございます。

それでは、お手元でございます資料2をごらんいただきたいと存じます。

中ほどでございます、みどりの基金でございますけれども、この基金につきましては、平成6年3月に基金の運用益を緑化事業に充てるということを目的として設立してございます。区内のロータリークラブの方等々の寄附、400万円ほどいただいたものを原資として基金を設立したわけでございますけれども、その後、多くの区民の方あるいは事業者の方から寄附をいただくことで総額1,000万円を超える寄附金をいただいております。

基金の運用益は、接道部の緑化の助成金の一部として当初は活用してきたわけでございますけれども、この間、活用したといいながらも運用利率は非常に低かったものですから、額的には非常に少なく、年間で言うと、直近といいますか、最近の部分でいいますと、運用益というのは年間2,000円程度しかなかったというのが実態でございます。

一方、区内に残されております貴重なみどり豊かな土地が開発によって失われていくということがございまして、これらの土地を公園として取得できないかというような課題ができてまいりました。みどりを守り、ふやすために、区がみどり豊かな緑地を購入して公園として整備することが有効だというふうに考えたわけですが、なかなか財政的にも多額な費用がかかるということが課題であったために、こうしたことに対応するために、平成17年

6月でございますけれども、みどりの基金条例を改正いたしまして、必要に応じて基金を取り崩して公園用地として購入できるようにいたしてございます。

その後、基金は、当初は寄附金を中心にしていたわけですがけれども、区としても新たに積み立てを行ってございます。現在、このみどりの基金の基金残高でございますけれども、10億2,370万円余りでございますけれども、まだ基金を取り崩して土地を購入したという実績はございません。

次に、公園整備基金について御説明を申し上げます。

公園整備基金につきましては、平成17年10月でございますけれども、これは個人の方から公園の整備に充ててほしいということで5,000万円の御寄附をちょうだいいたしました。その寄附を原資として基金を設立したものでございます。

基金は、公園の建設あるいは改修工事に充てるということを目的としてございまして、平成18年には、寄附をいただいた方の御要望にも沿った形なんですけれども、甘泉園公園の整備に充当してございます。その後、新たな寄附金や積み立てというのはございませんけれども、また、基金残高については約2,400万円余りとなっているところでございます。

次に、なぜこの2つの基金を統合するのかという理由について御説明をさせていただければと思います。

まず1点目は、この2つの基金が非常に目的が似ているということでございます。みどりの基金につきましては、みどり豊かな緑地を、残された貴重な緑地を公園用地として取得すること、公園整備基金については、公園の施設の改修や整備をするということで、両者とも公園の整備・充実という共通の目的を持った基金であるということでございます。

2点目は、この基金を統合することによって、規模の拡大が図られ、活用の幅を広げることができるということでございます。近年、新宿区のみどりを取り巻く状況としましては、みどりは少しずつ減少しているという部分がございます。みどりを守り、ふやすためには、やはりどうしても財政的な問題がございますけれども、区が土地を購入して公園として整備するということが非常に有効だというふうに考えているところでございます。

みどりの基金は、公園用地を取得するための基金でございますけれども、処分の対象となるものは緑地に限定してございます。お配りしてございます参考資料のほうの、みどりの基金条例、設置の第1条のところでございますように、事業者からの寄附金などを活用することによって、区内に残された貴重な緑地を公園用地として取得し、もって区内の緑地の保全に資するためというような目的がございまして、あくまで土地の取得については、残された

貴重な緑地ということに限定されております。

したがって、この基金を用いて取得できる土地というのは緑地ということになってございますので、対象する用地にみどりが残っていない、そういうような土地については、この基金は充当することが難しいという状況でございます。

一方、公園整備基金でございますけれども、こちらは公園の整備に充てるということを目的としてございますけれども、用地の取得ということをあまり想定していない基金でございます。こちらにおいて土地を取得するということはなかなか難しい状況になってございます。

このように、それぞれこの2つの基金には運用上の制約がございました。今回、この統合を契機にして、この制約を取り除きたいというふうに考えてございます。例えば、公園に隣接する土地であっても、今までみどりが無い土地の場合、みどりの基金では処分の対象とはならなかったわけでございますけれども、これを統合することによって、こうした土地についても、この基金を活用して土地を取得することができるようになります。

こうしたことによって、公園用地の取得の可能性が広がりますし、公園の機能の向上が図られるとともに、公園を整備することによってみどりの創出にもつながるというふうに考えてございます。

ただいま、例えばということで公園用地の隣接するような土地というようなことも申し上げましたけれども、このほかにも、区内には、みどりの少ない地域、例えば、笹笥、榎地域など、比較的緑被の少ない地域でございますけれども、こちらについては、大きな公園が少ないと。公園が少なく、かなり宅地化が進んでいる関係でみどりが少ないというようなことがございます。こうした場合においても、例えば、こうした地域において、何か適地があれば、新たに公園用地を取得して、そこにみどりを創出していくということで、みどりの充実にも資するものというふうに考えているところでございます。

今回、こうした改正によりまして、取得する土地の対象が広がるということで、区内のみどりを守り、より一層の充実を図っていくことができるというふうに考えているところでございます。

今後、このみどりの基金条例及び公園整備基金条例を廃止して、新たな基金条例を制定することになるわけでございますけれども、基金の趣旨はこれまでと大きく変わるものではないかと考えております。

また、みどりの条例の第27条第2項第6号で、新宿区のみどりの推進審議会は、次の事項

を審議するという項目の中、6号の部分で、みどり基金条例の基金の処分に関することという文言がございますので、今回、基金の統合にあわせまして、こちらのみどりの条例についても改正をしたいというふうに考えているところでございます。

これらの基金の廃止及び制定、みどりの条例の一部改正につきましては、本日の審議会で御審議いただいた上で、2月に開催されます平成21年新宿区議会第1回定例会において、改正条例の提案をしたいというふうに考えているところでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

熊谷会長 ありがとうございます。

新宿区みどりの基金を公園整備基金と統合して新たな基金とすることで、公園用地の取得や整備を推進するための条例を改正したいとのことでございます。

このことについて、御質問や御意見がありましたら、どうぞお願いしたいと思います。いかがでしょうか。武山委員、では、お願いいたします。

武山委員 本当に内容がよく似ていますし、事務的なもの、それからあと、基金の透明性という部分ですか、そういうのを把握する上でも、やはりこれだけの金額、両方が同じように10億ずつあれば別ですけれども、10億と2,400万円を合わせたところで透明性を図れるなら、これが一番ベストかなというような感じはいたします。

以上でございます。

小林委員 公募の小林でございますけれども、発言させていただきます。

今、説明をしていただきました。ありがとうございます。

そこで、私は、やはり簡素合理化とか投資と効果のことを考えれば、この統廃合ということとは大事だろうと、こういうふうに思います。しかしながら、そういう中において、内容を見せていただきますと、みどりの基金というのは平成6年に制定されているわけですね。そして、公園整備というのは平成17年ですね。そうしますと、中身の実績というのは全く違うわけですね。規模も違います。内容も違います。既にあった上に公園整備基金ができたということは、そのとき既にもうみどりの基金があったのですから、当然予測できることもあったのではないかなと、こういうふうに思うんです。

そして、今、担当者から、統廃合するに当たって、目的が似ているあるいは対象や規模の拡大とか機能上の問題、みどりをふやすということから統合する必要性があるのだという御説明がありました。私もそうだと思います。しかしながら、本当に今する緊急性というのはほかにもあるのではないかなと。それでは何かというと私も気がつきませんが、その

必要性というのがあるのではないかと、こういうふうに思うんです。そこで、何か特別に、今統廃合する緊急性というものがあつたら教えていただきたいと、こういうふうに思うわけです。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

今の小林委員からの御質問に対して、事務局からお願いしたいと思います。よろしく願いします。

みどり公園課長 先ほどいろいろな制約があつて土地が買えないというお話をさせていただきました。実は、この間、幾つか土地の候補といいますか、場合によっては取得できるのではないかなというような土地も実は幾つか出たわけでございます。その際に、なかなかやはり基金を充当していきませんと、財政的な問題もございまして取得が難しかったわけでございますけれども、具体的に場所を申し上げるのはちょっと控えさせていただければと思うんですけれども、公園に隣接したところで土地が売られそうというような話が出たところもございします。また、それ以外に、先ほど言いましたように、公園の少ない地域でこの土地はどうだろうかというような実は候補地がございました。ただ、残念ながら、それについても今回のみどりの基金では緑地というような土地ではなかったものですから、なかなか手が出せなかったということでございます。

結果的に、そういった関係がございましたので、時期が、手当が間に合わなかったというのが正直なところでございますけれども、今後この基金が統合されれば、そういった部分についても速やかに対応できて、場合によっては取得することが可能になるのかなということを考えているところでございます。

熊谷会長 小林委員、いかがでしょうか。

小林委員 ありがとうございます。やはり社会の流れまたは区民の要望等が強いと、こういう背景もあると思います。今説明していただいたことでわかりました。ありがとうございます。

熊谷会長 ほかに何かございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御質問も御意見もないようでございますので、新宿区みどりの基金条例を改正することについては、みどりの推進審議会として了承することといたしたいと思ひますが、改めてお伺ひいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と答える声あり)

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、御了承いただけたということにさせていただきます。

◎みどりの推進審議会小委員会の設置について

熊谷会長 次に、2番目の審議事項であります小委員会の設置について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、小委員会の設置について御説明を申し上げます。

お手元の資料3を御参照いただければと思います。

今回の御提案は、みどりの推進審議会の効率的に運営を図るために審議会に小委員会を新たに設けるということでございます。

小委員会で審議する事項といたしまして想定してございますのが、先ほど統合の御了承をいただきましたけれども、みどりの基金の処分に関することが1点でございます。また、もう一つとしまして、保護樹木の指定及び解除に関することを予定しているものでございます。

ちょっと一例を申し上げますと、基金の処分についてでございますが、先ほど申しましたように、区内に残されたみどり豊かな緑地、あるいは公園としてふさわしい土地、一般的に区内の土地は不動産としての価値が高いものですから、民間開発業者も結構手ぐすねを引いているというような部分がございます。このため、区がこれらの土地を民間業者よりも早く何とか手を打たないとどうしても取得することが難しい。そのためには、早急に決断をして予算措置についても迅速に行う必要がございます。

一方、新しい基金の処分に際しては、条例に基づいて、事前のみどりの推進審議会、当審議会で調査審議いただくことになっているわけでございますけれども、なかなか審議会の開催に当たりましては、委員の皆様方の日程調整や資料の準備等々にかかなり時間が要してしまいまして、結果的に早期に開催することが難しい場合も予想されております。こうした場合において、みどり基金の処分に関して小委員会に調査審議をお願いすること、委任することによって、通常の審議会よりも迅速に行うことが可能になるのではないかと考えてございます。

ただ、すべてにおいて小委員会で決定するというのではなく、あくまでみどりの推進審議会の全体の調査審議が原則というふうに考えてございまして、どうしてもスピードを要する、即断即決を要するような緊急な場合においてのみ、こうした小委員会による対応をさせていただければということを考えておりますので、この辺については御理解を賜りたいと存

じます。

また、小委員会の任期は2年、これは審議会の委員の任期の2年ということとあわせて御提案をさせていただいているところでございます。

小委員会の設置につきましては、みどりの条例の一部改正が必要となっております。本審議会での御審議をいただいた後、こちらについても、資料のほうでは、その他ということで一部を改正するというふうに記載してございますけれども、先ほどの基金の条例と同様に、本審議会での御了承を得た後に、2月に開催されます新宿区議会の第1回定例会に改正条例の提案をしたいというふうに考えているところでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

熊谷会長 ありがとうございます。

みどりの基金の処分に関する調査審議を迅速に行うために、みどりの推進審議会の中に小委員会を新たに設けたいとのことですが、このことについて御質問や御意見がありましたらお伺いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。小林委員、お願いいたします。

小林委員 2点ほど教えていただきたいと思います。

私は、やはりスピード的に解決するということから、小委員会の設置は大事だろうと思います。そこで、この小委員会というのは何人ぐらいで構成するのでしょうか。また、外部の人が入るのでしょうか。質問の1点はそれです。

それから、2つ目は、審議会との関係なんですけれども、今、説明があつて、審議会の範囲内で委員会が動くという説明だったと思うんですけれども、この報告は審議会との関係が非常に大事になってくると思うんです。すべて事後報告のようであつてはいけないだろうと思いますし、また、審議会との関係をいかにうまく機能させるかということが非常に大事になってくるのではないかと考えております。そこで、審議会との関係、事後報告あるいは審議内容とそれから経過、報告、その辺の考え方がありましたら、現在思われている事項を教えてくださいたいと思います。

以上です。

熊谷会長 それでは、今の2点について、事務局よりお願いいたします。

みどり公園課長 まず、何人ぐらいかということですが、この何人ぐらいか、実は今検討しているところでございますけれども、あまり多くすると、やはり集まるのが厳しくなる、かといって、あまり少なくしますと、やはり大勢の方の意見が反映されないということもご

ございますので、今想定しております、これはあくまで検討中でございますけれども、8名程度はどうであろうかということを考えてございます。

それにつきましては、今回のみどりの推進審議会の名簿を御覧になっていただければと思いますけれども、学識経験者、区民代表、団体代表ということで、委員の方に審議していただいておりますけれども、学識経験者のうちから3名、区民代表から3名、団体から2名というようなことで、それぞれ現在5名、6名、4名というような構成になってございますので、3、3、2というような配分はどうであろうかというところで今検討をしているということでございます。外部からの参加については、現在想定をしてございません。

それと、審議会との関係でございますけれども、こちらについては、小委員会で決定した場合、その後に開催される審議会において速やかに報告をさせていただくということはもちろんでございますけれども、できれば、審議会、小委員会を開いたときに、その直近になると思われまして、極力早いうちに資料関係は、委員の皆様に対する送付はしていきたいというふうに今考えているところでございます。

熊谷会長 ほかに何か御質問あるいは御意見ございますでしょうか。吉川委員、お願いいたします。

吉川委員 もし、その小委員会で承認されて、審議会に来て承認されなかった場合、そういう場合はどういうお考えなのかということでございます。

熊谷会長 事務局、お願いいたします。

みどり公園課長 これについては、やはり即決即断ということがございますので、小委員会でどうしてもやる必要があって、小委員会で決定したことについては、本審議会のほうもそれは御了承いただきたいといえますか、その決定について小委員会に委任するというような形をとらせていただいて、小委員会の決定をもって審議会の決定というふうに考えさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

熊谷会長 ほかにございますでしょうか。

この資料3のみどりの推進審議会小委員会の設置についての2番目の小委員会の調査審議事項の(2)に、保護樹木等の指定及び解除にすることとございますね。これは前にも申し上げましたけれども、この審議会を待っていると、年間2回間に、場合によってはかなり多くの案件が上がって、いろいろな事情で審議会に、本来ならば審議会の決定を待つて判断をすべきことが事後承諾になるような案件が今まで随分ありましたので、また、それに対して、審議委員のメンバーの方から、できればこういうのは早目に審議会で検討したほうがい

いのではないかという御意見をさんざんいただいていたので、この点について、小委員会をつくって迅速に対応できるということが私はいいかなというふうに考えておりますが、私はこれだけでも小委員会をつくってよかったかなというふうに思っているんですけども、今回、より大所高所から基金の処分という、これも大切な案件で緊急性を要しますし、まして区ですから、財政的な裏づけのための予算の確保とかいろいろなことがありますので、これも緊急性が高いのではないかと思いますので、私はよろしいかなと思います。

ただ、委員の中でこれ以外に何かという御意見があるかもしれませんし、あるいはメンバーについて何か御意見があったりすればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。渋谷委員、お願いいたします。

渋谷委員 私も小委員会の設置には賛成です。そして、委員全員の意見を反映するために小委員会の議案をあらかじめメールまたは郵便で委員全員にお知らせして、メール等で意見をいただく、それを踏まえた上で小委員会で決定するという事を一段階踏まえたらいかがかと思えます。

熊谷会長 ありがとうございます。

前向きな建設的な御意見ですけども、事務局はいかがですか。

みどり公園課長 私どもも当初いろいろ多くの方の意見を、審議会の委員の皆様方の意見を聞きたいというふうには考えてございまして、迅速にやるために、場合によっては持ち回りをしたらどうだろうかというようなことも実は考えました。ただ、持ち回りをすると、やはり意見の交換ということにならないということでございまして、今回、小委員会という提案をさせていただきましても、やはり多くの委員の皆様方の意見を伺うということは必要というふうに考えてございますので、あらかじめその辺についてもお知らせして、もし必要な御意見がちょうだいできれば、それを踏まえた上で小委員会で御議論いただくというような形にさせていただければと考えてございます。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。吉川委員、お願いします。

吉川委員 その性格として、ここに書かれております1と2のみの小委員会になるわけでございますでしょうか。それを確認したいと思います。

熊谷会長 いかがでしょうか。

みどり公園課長 ここについて、「つぎの事項等について」というような言い方になってございますけれども、この審議会の所掌事務、みどりの条例に7項目ですか、出てございますけれども、あまり全部広げてしまいますと、みんな小委員会になってしまうのかなということ

がございますので、基本的にはこの2点を中心にとということで考えているところでございます。

熊谷会長 それでは、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員 先ほど出たかもしれないんですけども、もう一度ちょっと質問なんですけれども、この小委員会というのはどういうふうで開催されるのか。課題があれば随時とか、そういうものなのですか。それとも1年間に何回とか一応決められて、大体の活動範囲が想像できるので、開催の回数とか、問題が起こったときに早急に随時開催するという形態なのか、1年間に何回とかと決まって定期的にやるのか、それを聞くと活動範囲がちょっと想像つくので教えてほしいんですけども。

熊谷会長 いかがですか。

みどり公園課長 基本的には、課題が出てどうしても緊急に処理をしなければいけない問題が出たときにこの小委員会の御議論をいただければというふうに考えてございます。したがって、不定期ということになるかと思っておりますけれども、ただ、先ほど会長からもお話がございましたように、保護樹木の指定解除については、年間平均してかなりの数が出てございますので、そういった保護樹木の指定解除に関する議題に関して言わせていただきますと、やはりそれなりに年間何度かの開催というのは予想されておりますので、不定期といいなながらも一定回数の回数は開きたいなというふうに考えているところでございます。

熊谷会長 よろしいでしょうか。

ですから、多分この1番目の基金の処分に関することというのは、開かれない年も結構あるかもしれませんが、場合によっては、年に2度続いてということもあり得るかもしれませんが、これは全く不定期だと思います。

それから、2番目の保護樹木等の指定及び解除に関することも、この本審議会で議論いただくものはどんどんここで審議いただいて、その間に緊急的に起こってきて、これは小委員会で実際に審議したほうが良いというような案件を多分していただくことになるかと思うんですね。ですから、保護樹木は全部この小委員会でやってしまって、ここでは全然という話では私はないのではないかと。保護樹木も今までどおりスケジュールが合えばここで審議していただいて、それ以外のものは小委員会という、そういう理解でよろしいですか。

みどり公園課長 はい。

熊谷会長 ですから、小委員会はあくまでも小委員会であって、権限もそれから審議する内容も審議会のごく一部についてだけということだと思いますので。

近藤委員 そうすると、どこの指令で開催が決まるのかというのがちょっと知りたい気がするんですけども。

熊谷会長 それはいかがですか。

みどり公園課長 原則として、この審議会を開催する際、会長、副会長と御相談をさせていただいて日程を調整して開催してございます。これにつきましても、やはり会長、副会長と御相談の上、なかなか全体の審議会を開催するのが難しいであろうというような場合において、その辺について小委員会の招集をさせていただくというような運びになるかと考えてございます。

近藤委員 わかりました。

熊谷会長 ほかに何かございますでしょうか。いかがでしょうか。特によろしゅうございますか。

それでは、小委員会の設置については、みどりの推進審議会として了承することでよろしいでしょうか。

(「はい」と答える声あり)

熊谷会長 ありがとうございます。

小委員会の設置については、みどりの推進審議会として了承することといたします。

小委員会の内容につきましては、次回の審議会の開催までに事務局でまとめていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 引き続きまして、3番目の審議事項であります保護樹木等の指定及び解除について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、保護樹木等の指定及び解除につきまして、資料4に基づき御説明をさせていただきます。

保護樹木の指定及び解除につきましては、本日の審議会での審議を経た後に指定解除をすることが原則でございます。これから御審議いただきます保護樹木と保護生垣の指定につきましては、審議を経た後に可否を決定したいというふうに考えてございます。

しかしながら、保護樹木の指定の解除につきましては、一部、申し出者の事情により、やむを得ず本審議会の前に解除を決定いたしてございます。それにつきましては、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、担当の職員より、映像を交えて御説明をさせていただきたいと存じます。申しわけございません。室内の明かりを暗くさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、保護樹木等について御説明いたします。担当の児玉と申します。よろしくお願ひいたします。

資料4にまとめてございますが、今回は、平成20年9月1日から平成21年1月8日までの期間に、保護樹木の指定申請が8件26本、また、保護樹木の解除の申請が3件3本、保護生垣の解除申請が1件30メートルございました。

今回、区職員による指定の働きかけに加えて、広報しんじゅくの11月15日号に保護樹木の特集の記事を掲載したところ、多数の指定の申し出がありまして、今回大幅な保護樹木本数の増加となっております。

では、初めに、指定同意書が提出されているものについて御説明いたします。映像を御覧ください。

まず1番目として、高田馬場一丁目にある寺社において、全部で12本の申請がございました。こちらは既に保護樹木が3本指定してありますが、今回新たに基準を超えたため指定したいとの申し出がありまして、シダレザクラ1本のほか、スダジイが9本、ヒノキを1本、ヒマラヤスギを1本追加指定しております。

2番目として、中井二丁目からダイオウショウを1本、指定申請が提出されました。高さ17メートルほどの大木で、地域のシンボルツリーとなっております。

3番目として、同じく中井二丁目からアンズ1本、指定申請が提出されております。大分老木となっておりますが、例年、花・実のつきは良好とのことでした。

4番目として、高田馬場四丁目から高さ15メートルほどもあるクスノキとエノキの申請が提出されました。高田馬場駅からすぐの場所に位置しており、クスノキのほうは昭和23年ごろに熱海から所有者の家族が持ってきた樹木とのこと、強い愛着を持って育てている木であるとのことでした。

次に、中井二丁目から6本の申請がありました。こちらは昭和56年に指定した5本の保護樹木が既にあり、それから25年以上の歳月がたち、規定である幹周り120センチを超えたため、追加の指定をしたいという申し出がございました。ヒノキのほか、スダジイが全部で2本、そしてシラカシが全部で3本申請が出されております。なお、剪定等の管理は所有者御自身が定期的に行っております。

中井二丁目からシラカシの指定同意書が1本出されております。写真のほうは剪定したば

かりの時期に撮影したもので、樹勢は良好でした。

舟町からは、高さ15メートルほどの大木であるイチョウの指定同意書の提出がございました。

次に、須賀町の寺社から、アカマツそしてソメイヨシノ、全2本の追加の指定同意書が指定されております。年4回造園業者を入れているとのことで、良好な管理が行われております。

保護樹林、保護生垣の指定はございません。

次に、指定解除について御説明いたします。

保護樹木については、今回3件3本ございました。

まず、河田町よりソメイヨシノの解除の申請がございました。こちらは、現地を確認したところ、既に枯死しておりまして、老木であったことから衰弱したのではないかと考えられます。

北新宿三丁目からケヤキ1本の解除申請がございました。こちら樹木そのものは大変健全ではありましたが、右の写真を見ていただくと、建物を破壊してきており、所有者は大変愛着を持っていたことから、存続する方向で剪定や移植等を検討してみましたが、大木であることと建物に非常に近接して植栽されていることから、移植等は困難であるということで申請が今回出されたものになります。

先ほど須賀町の寺社から2本指定があったところにおいて、1本エノキの解除の申し出がございました。そちらは衰弱し、枯死したため、参詣客への枝葉の落下など危険が及ぶおそれがあったため伐採したとの申し出があったものです。こちらは既に伐根等もされており、写真はございません。

次に、保護樹林の指定はございません。

保護生垣については、1件30メートルで、こちら写真はなく、サンゴジュの保護生垣がありました。こちらは、虫害により枯死してしまったとのことで、確認時には、既にベニカナメモチの生垣に植えかえられておりました。

今回、解除については4件ございましたが、緊急を要するほか、既に現物がなかったということで、既に解除手続を行っております。

なお、参考として、資料には記載してございませんが、この期間に解除の申し出があったもので、伐採しないよう検討をお願いした樹木が2件3本ございましたので、あわせて御報告いたします。

左の写真になりますが、高田馬場四丁目にある高さ15メートルほどのコブシになります。土地が売却され、新たな所有者である不動産業者が保護樹木を解除したいとの申し出がありましたが、当該樹木は樹勢も大変良好でございまして、現時点で建築計画や転売等の計画もなかったものですから、解除の申し出を今回は受理しなかったものになります。

右側の写真ですが、市谷台町にあるマンションの敷地協会にサクラ2本がございました。剪定等の負担が大変大きいということで、マンションの管理会社から申し出があったのですが、こちらも適切な管理を現在のところ行っていただいております、もう少し維持していただくよう検討をお願いしたものです。

こちらからは以上でございます。

みどり公園課長 ただいま御説明をいただきました保護樹木、保護生垣につきまして御承認いただけますと、前回の審議会の際に御報告いたしました数量と比べまして、保護樹木の総数としましては23本増加いたしましたして1,055本に、保護生垣の総延長は30メートル減少いたしましたして1,190メートルになるものでございます。よろしく御願い申し上げます。

熊谷会長 ありがとうございます。

以上、事務局より説明がありました件について、御質問や御意見がありましたら、どうぞ御願いたします。

先ほど広報で、広報というのは新宿区の広報ですか。

事務局 はい、そうです。

熊谷会長 ものすごい効果がありましたね。毎回やったらどうですか。一気にこんな26本なんか出てきたのは私になって初めてじゃないかな、多分。今年は多分いい年になりそうですね。

それから、ちょっと待ったをかけましたね、2本。あれも立派ですね。それから、そういうことによく不動産業者の方に賛同していただけたね。随分時代は変わりましたね。

どうぞ、御質問、御意見ありましたら御願したいと思います。

それと、最後の生垣の件、あれサンゴジュは30メートル解除したけれども、その後、虫でやられたと言っていましたよね。カナメモチに変えて、だから、そのカナメモチを指定できるんじゃないですか。まだ条件が達していない。ちょっとそれ教えてください。

事務局 今、会長から御質問のありました生垣の件ですけれども、ほぼ同じ数量、ベニカナメモチが植わってございます。ただ、植えた直後ということで、若干貧弱なものですので、もう少し保護生垣として立派な樹勢になりましたら、改めまして指定を働きかけたいと思っております。

熊谷会長 そんなこと言わないですぐやればいい。

事務局 では、早急に。

熊谷会長 あれは何か規定があったんですか。普通長さだけでしょ。

事務局 あと奥行きがある程度必要ということと、あと高さも1.5メートル以上。

熊谷会長 今、まだ1.1メートルぐらいなのかな。

事務局 もうちょっとでございますので。現場のほうを確認しまして、なるほどそこそこ植わっておりました。所有者のほうも保護生垣のほうにこの後申請したいということも申しております。その意思も確認してございますので、改めまして審議会の皆様のほうに御説明できるかと思っております。

熊谷会長 あまり役所役所対応しないで。でも、立派だよ。普通、そうすると嫌がってブロック塀に変えたり、ネットに変えたりする人が多いんだけど。

事務局 担当者のほうも、解除する場合には、できれば将来的に大きくなるような樹木を植えるようにということで、生垣につきましては、ブロック塀ではなくて、また後にも生垣となるようにということで、そういった働きもしております。そうした成果が少しずつですけども出てきているのかなというふうに感じております。

熊谷会長 これ、しつこいですけども、30メートル全部枯れちゃって、それを15メートルだけカナメを植えたわけではないでしょう。全部もう一回植えているんでしょう。

事務局 そうです。

熊谷会長 じゃ、もう大丈夫だよ。それはわかりました。

吉川委員、お願いします。

吉川委員 会長がお褒めいただきましたけれども、待った2件かけたということは大変すばらしいことだったと思いますので、ぜひこれからも待った待ったということをお願いしたいと思います。

熊谷会長 いかがでしょうか。何か御意見でも結構ですので。阿部委員、お願いいたします。

阿部委員 今の生垣の件なんですけれども、生垣にあと、今、ベニカナメを植えたとあったですね。ベニカナメもいわゆる在来種は非常に弱いので、洋種でないちょっと東京では耐えられないかもわからないですね。ごま色斑点病というのが非常に多い木ですから。だから、生垣に適したのも少し資料として渡さないと問題があるかもわかりませんね。サンゴジュは、絶対だめですね、今もう。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

事務局 大変貴重な御意見ありがとうございます。

今、阿部委員のほうからお話のありましたように、サンゴジュについては、必ずといっていいほど虫の害が出ております。あと、サザンカの生垣につきましては、これもチャドクガの発生が必ずといっていいほど出ております。

そうしたことも含めまして、生垣に適した樹種というのは、区民の方々にも御説明させていただいておりますけれども、カナメモチにつきましても、西洋種のレッドロビンですとか、そういったものをこれからも勧めていきたいと考えております。

また、御意見、アドバイス等よろしくお願いいいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。ぜひ積極的な技術的指導をお願いいたします。

秋山委員、お願いいいたします。

秋山委員 樹木を育てるのはなかなか大変なんですよね。このごろ樹木がなくなったので、鳥が寄ってきて、芽が出始めたのをみんな食べていくんですよね。それで追い払うのに大変なんですけれども、今、梅のつぼみがあるんですけれども、ヒヨドリが寄ってきてみんな食べて、最初小さいのが来て、ピヨピヨと鳴くと、それから大きいのがわあっと来て食べていってしまうんですけれども、サザンカも共存して、人間も動物もみんな共存させたいと思うんですけれども、ハチが巣をつくったりいろいろとございましてなかなか大変なんです。

こういう育てている方は大変だと、保護樹木になったらなお大変だと思うんですけれども、通る人が、切っていますと、私が切ってあげるとか言ってくださる方もいるぐらいなんですけれども、植木屋さんに頼んでもなかなか切ってくださらないものですから、私思い切って、去年サザンカの木を切ったんですけれども、花がたくさんつきました。ただ、育て方に対する指導とか何とかをどなたか、植木屋さんに頼んでも年に二、三回しか来ていませんので、その間の御指導をお願いできるようなことがございますでしょうか。それを伺いたいと思うんですが。

熊谷会長 いかがですか、事務局。

みどり公園課長 私どもは、みどりの巡回サービスという事業をやっております。私どものほうに御連絡いただきますと、職員が現地に伺って、職員で対応できるものについては職員でやります。また必要があれば専門の方に意見を伺いながら適切なアドバイスをするようにしておりますので、そういった部分については区のほうに御相談いただければというふうに考えてございます。

熊谷会長 毎月、秋山委員のところは。

秋山委員 そんな大したものではございませんけれども、ベランダのちょっと上のほうにありますので、風もすごく強いんですよ。ですから、木もどの程度動かしていいのかわからないでやたらと切ってしまったりするんですけれども、やはりお願いできるのでしたら、季節の変わり目ぐらいにはお願いしたいと思うんですけれども、よろしくお願ひいたします。

熊谷会長 ぜひ、よろしくお願ひします。

いかがでしょうか。副会長、何か植物、御専門が。

興水副会長 強いものを植えるというのは、確かに都市環境ではなかなか樹木が健全に育つ環境ではない、厳しい環境ですから、強いものを選んでというのはそのとおりだと思うんですけれども、とりあえず、サンゴジュは、おっしゃられるようにサンゴジュハムシという虫が大好きで、葉っぱをかじって、葉っぱがなくなっちゃうぐらい食べちゃうんですけれども、御承知のように、防火樹としては大変適している木で、火に一番強いんですよ。最近、大変乾燥が続いて、大きな火事が起こって、人が亡くなったりして、新宿区も大変込み合ったところもありますので、樹木だけでももちろん火が防げるわけではないんですけれども、そういうことも少し配慮していただきたいと。

弱いから切ってしまえ、やめて強いものばかりというのもどうかと。防火樹は火に強いという意味では強いんですけれども、樹木はいろいろな特性を持っておりますから、それを知恵を出して上手に使っていくことが大事なというふうに思います。

在来種のカナメモチは関東にはあまりなくて、確かに弱いんです。レッドロビンは葉っぱが大きくて美しいんですけれども、やや品がないということもあって、好き嫌いがありそうなので、上手に使いこなすという知恵をぜひ事務局のほうでも区民の方にいろいろ情報を差し上げたらどうかというふうに思います。

以上です。

熊谷会長 秋山委員、お願ひいたします。

秋山委員 本当に何本もないんですけれども、一応30種類ぐらいあるんですけれども、種類といたら。雑木でございまして、でも面倒を見るのは私一人なものですから、できればお願ひしたいということでございます。ありがとうございました。

熊谷会長 いかがでしょうか。保護樹木等の指定及び解除については、何か御意見、御質問ございますか。よろしゅうございますか。

(「はい」と答える声あり)

熊谷会長 それでは、ありがとうございました。

保護樹木等の指定及び解除につきましては、本日の審議の結果、お認めをいただくということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎おとめ山公園の拡充について

熊谷会長 次に、報告に移ります。

事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、続きまして、報告（1）でございます。

おとめ山公園の拡充につきまして、映像を交えて御説明させていただきたいと存じます。

申しわけございません。ちょっと室内を暗くさせていただきますので、よろしく願いいたします。

おとめ山公園でございますけれども、おとめ山公園は、御存じの方も多と思いますけれども、ちょうど新目白通りと目白通りに挟まれた、山手線の目白駅と高田馬場駅の間の線路の西側ですね。こちらにある公園でございます。こちらについて、現在1.45ヘクタールございます。

現在のこのおとめ山公園でございますけれども、この低地の部分についてはこういった園路があるような部分、また、池がございまして、そちらに東屋があると。高台の部分についても、見晴らし台のようになってございまして、また東屋が設置されているという部分でございまして、また、池の周りについては、このようにどちらかという、うっそうとした樹木に囲まれた区内でも数少ない自然が残された公園でございます。

このおとめ山公園でございますけれども、江戸時代には、將軍の鷹狩りの狩猟場に使われていたということで、庶民の立ち入りが禁止されていたということで、御禁止山と書いておとめ山と読むという説もありますし、御留山と書いておとめ山だったというふうにも言われますけれども、いずれにしても、一般の市民の立ち入りが禁止されていたという場所でございます。

この地域一帯、下落合一帯なんですけれども、明治時代から太平洋戦争、第2次世界大戦ですね。このぐらいの間につきましては、西側が相馬家、東側が近衛家の所有地でございました。その計画地、今回のおとめ山についての計画地は相馬屋敷の庭園だった部分が残されたものということなんですけれども、こちらについては、戦後に保険会社に渡り、それが国

に敷地を、これは税金の物納ということで国有地になったということでございますけれども、国有地になったものでございます。

その後ずっと国有地として残っていたわけですがけれども、昭和44年のころに、この公園についても一度売却したり、あるいは宿舎を建てるといような動きがございましたけれども、これについても地域の皆様方が一丸となって国に働きかけたということで開発されずに、東京都によって公園が整備され、その後、新宿区に移管をされたといような公園でございます。

こちらについては、都市計画公園ということになってございまして、おとめ山自然園公園といような位置づけになってございます。

現在のおとめ山公園というのは、こちら側の西側の部分とこちらの部分、このあたりが高台になってございまして、このあたりは池、こちらも池になってございます。こういったこの部分だけは残っているということでございます。

現在、この青い部分でございますけれども、国家公務員の宿舎になってございます。こちらについて、国家公務員の宿舎の統廃合ということがございまして、売却予定があるということがございましたので、これについては、新宿区の第1次実行計画の中で、この国家公務員の宿舎の用地について、約1ヘクタールあるわけでございますけれども、こちらを取得して、このおとめ山、残された貴重な区内でも数少ない自然豊かな公園と一帯となった整備をしようということで、区民ふれあいの森整備事業というものを計画してございます。

当初、こちらの国家公務員の宿舎の用地につきましては、平成22年度に一部土地を取得する。平成22年度にこの区画、残りの部分については平成23年度取得するということで、国とも協議を進めてございまして、これについては、来年度、都市計画変更をして、これを既存のおとめ山公園の区域に編入をして整備を進めていこうというふうに考えているところでございます。

ただ、そうした中で、こちらの、ちょうど最終的に拡充をいたしますと、残る扇のまにかなめといいますか、中央の部分のこの土地でございますけれども、これは民間の方が所有をされてございました。これが一昨年の夏ごろ開発をするような動きの情報をつかみまして、私ども、地元の方、実際に所有者の方にお話をしたんですけれども、その際は建て直して自分で住むんだというお話でございましたので、そうすると、出て行って区に売ってくださいともなかなか言えないということで、私どもとしても、では、なるべく木を多く残してくださいといようなお話をしていたわけなんですけれども、昨年の夏ごろ、また少し変わった

動きが出てきたということで、改めてこちらの方にアプローチをさせていただきました。

そうした中で、やはり当初の話と若干話が変わってきて、場合によっては、売却、開発というような動きをお考えだということで、区のほうアプローチをしまして、ここの土地、約1,300平米ございます。1,300平米について、この間交渉しておりまして、土地をこのたび取得したということでございます。

ごらんのように、今回、現状のおとめ山は、このようにみどり豊かな場所でございます。今回取得しました民有地については、この部分、かなり庭も広い状況になってございました。

この取得に当たりまして、昨年9月、ちょうど前回の当審議会の翌日でございますけれども、こちらの民有地の部分について都市計画変更の手続をしようということで、まず原案の告示をさせていただきました。ちょうど審議会の翌日でございますので、前回の審議会のときにこの辺の御報告ができなかったことは、まことに申しわけないと思っております。

今回、ここの部分につきまして、昨年11月13日に開かれました都市計画審議会におきまして都市計画変更の決定の手続をいただきまして、直後に都市計画事業認可、申請をいたしまして、昨年12月10日付で事業認可を受けてございます。

それで、昨年12月22日でございますけれども、こちらの地権者の方とめでたく契約をいたしまして、現在こちらの土地については、新宿区の土地開発公社で土地を取得してございまして、今後、来年度、区のほうで買い戻しをして、こちらの青い部分も含めて、一帯としておとめ山区民ふれあいの森として整備をしたいというふうに考えているところでございます。

今回、既存のおとめ山公園でございますけれども、1.45ヘクタールでございます。今回、こちらの部分が0.13ヘクタール、残りのこちらの部分が合わせて約1ヘクタールでございますので、最終的に全体として整備をされますと、2.6ヘクタールになるということで、区内でも区立の公園といたしましては、新宿区の中央公園8.8ヘクタールに比べると少ないという部分がございますけれども、2番目に大きなまとまった公園ということでございまして、これについては、来年度以降、地域の方の意見なども聞きながら整備計画を立てて、このおとめ山を核として、みどり豊かな公園として整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

簡単でございますけれども、おとめ山の拡充につきまして御報告をさせていただきました。ありがとうございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、御質問や御意見がありましたら、お伺いしたいと思います。い

かがでしょうか。吉川委員、お願いいたします。

吉川委員 大変、おとめ山公園は区内でめずらしい自然の宝庫で、お年寄りもまた子どもたちも、それから蛍ですか、ほたるのタベですか、いろいろ有志の方々が、また、区の協力をいただきまして、自然に触れ合う大変いいところです。

ただ、私、観察していて、あそこに流れている沢、湧水、大分少なくなっているということで、あそこを管理している人に聞いたら、やはり水資源が大分少なくなっているのも、樹木も多うございます。公園というより森という感じでございますので、拡幅しても、何やら水資源については、周りにマンションが建つので枯れてきつつあるというお話を聞いたことがございますので、その点を心配しております。その点についてはいかがなのでございますでしょうか。

熊谷会長 事務局、お願いいたします。

みどり公園課長 今、御指摘のとおり、こちらについては、湧水、東京でも湧水の出る場所が幾つか挙がっておりますけれども、新宿区では唯一と言っていいぐらい、ここの部分、これは非常にみどりが多くて見えにくいんですけれども、こちら側に池があつて、こういうような形でこの低地の部分に池がございます。湧水、ちょうどこのあたりから出てきているんですけれども、これについても、従来よりやはり水が細くなっているのは事実でございます。そうした部分も含めて、今回この敷地を購入して、極力この辺の地下水の涵養ということで、何とか雨水を染み込ませていきたいというふうに考えております。

そういったことを、もっと何とかこのおとめ山に残された貴重な湧水、水を、水量を確保していきたいというふうに考えておまして、そういった意味で、この土地が例えば売られて、マンションや何か建つのではなく、区民ふれあいの森として、樹木と土の残された部分、地下浸透ということを考えて、この水を守っていきたいというふうに思っております。

実は、その関係とかほかの部分も含めて、実は御近隣で井戸を持っている方なんかもいらっしゃるんですけれども、その井戸の調査をさせていただきますと、地下水として7メートル前後で水が出てございます。したがって、このおとめ山の池自体もそれほど深いところからの水ではなく、恐らく7メートル前後の部分の水が絞られて出てきているんだらうというふうに想像されておりますので、そういった部分で、なるべくこうした周りの、こちらは若干下になりますので、特にこちらの部分が多いかと思っておりますけれども、この上の部分の地下水の涵養、また、この公園だけではなく、周辺の区道なんかも含めて透水性舗装にするとか、なるべく地下水を涵養していくような方法も工夫しながらあわせて対策を講じて、残された

貴重な湧水を守っていききたいなというふうには考えているところでございます。

熊谷会長 ほかにございますでしょうか。斉藤委員、お願いいたします。

斉藤委員 浅い部分の浅層地下水の挙動というか、それはよく不透水槽をできるだけなくすということもあるんですけども、どうしても、マンションとかだと駐車場を含めて無理なので、道路とかを透水舗装をすとか、そういう技術というのは今どうなっているんですか。

もし浅層地下水を井戸とかで調べていけば、おおよそその集水浅層地下水の範囲がわかるので、何か新しい技術開発みたいなことで少し何かできるのではないかというような気がするんですけども、いかがでしょうか。

みどり公園課長 これについては、先ほど申し上げましたように、道路についてもなるべく地下浸透するような道路にしようと、区でも整備を進めておりますし、とりわけ、このおとめ山の上流部といいますか高台の部分については重要と考えておりますので、これからも積極的にそういった透水性舗装にしていきたいと思っております。

また、民間の開発等に際しても、総合治水対策ということで、一般的には地下貯留か地下浸透ということで指導しているんですけども、極力こういう部分については、貯留ではなく浸透のほうを何とかお願いできないかということで働きかけをしていきたいなというふうに思っております。

また、水の浸透というのは、例えば透水性舗装でいいますと、全く表面からの浸透ということになるんですけども、なかなかこの辺の技術的な部分は、まだ私どもも詳しくございませんけれども、またその専門家にもいろいろ聞きながら、どういった地下浸透のさせ方がいいのか、例えば浸透ますみたいなものをつくって、もう少し深いところに浸透させるのがいいのか、そういった部分についても今後研究していきたいというふうに思っております。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。藤田委員。

藤田委員 今、浸透ということが出てきましたけれども、今、国土交通省のほうで駐車場緑化の資料を集めておりまして、それでいろいろ調査しているんですけども、やはり今、保水透水性舗装というのが出てきておりまして、結構保水することで水を蒸発させて上の空気も少し下げられるし、透水性ですので余剰な水は下に入って水源確保ということにもなるかと思えます。

そのほか、芝生を使った駐車場とかいろいろな工法が出てきておりますので、そういう技術的にこんなこともできますみたいなものが提示できれば、そういったことで推進していただくという方法をとれば、随分変わってくるのではないかなというふうに思います。意見で

す。

熊谷会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

秋山委員 区のほうの御努力もあったと思うんですけども、周りの民間の方も随分今回は御苦労なさったと思うんですよ。それでここだけにできたというのは本当に幸せですね、新宿区も。皆さんの御協力と区のほうの御努力でこれだけできれば。

熊谷会長 本当ですよ。

秋山委員 蛸もこれから大丈夫でしょうか。本当に大変な御努力、もう3年がかりですか。

みどり公園課長 2年ぐらいですね。

秋山委員 よろしゅうございましたですね、本当に。すみません、勝手なことを申しまして。

熊谷会長 いえいえ。本当にみどりの推進審議会としては非常にいい意味で追い風ですよ。

区力と私が申し上げたのは、区がリードされる側ではなくて、区民の人がすごく理解を示して、ああいうところをちゃんと区に提供したり、それから先ほどのあれもそうですよね。樹木を残してくれているのも、区民の人がすごく、以前に比べて、昔だったら問答無用だったですね。何を言うかとぼっと切ってしまったんですけども。

多分、私の感じでは、これからの流れとして、前は更地にしないと不動産価値がないというような動きだったんですけども、不動産があれば立派な木を残したまま、次にどこへ売るかわかりませんが、それなりの人にあれば不動産価値がむしろ高くなって売っていくと。あれだけの企業があそこへ育てるとなったら、すごい金をかけなきゃならないわけですから、そういうふうには、いい意味で新宿区というのは、昔はみどりが少ないからというので非常に苦労されていたんでしょうけれども、逆にそういうことが逆のばねになって、区民の人の理解もすごく上がってきたように気がします。

ですから、こういう動きもぜひ広報で載せて、区民の協力を得てどんどんよくなっていくということを宣伝していただいて、同時に、審議会を頑張っているということ、みどりの推進審議会も。

勝手なことを申し上げて、大変失礼しました

それでは、よろしゅうございますか。

では、時間の関係もございますので、次の報告に移らせていただきます。

◎みどりの基本計画パブリックコメントの結果について

熊谷会長 報告（２）みどりの基本計画パブリックコメントの結果について、お願いいたします。

みどり公園課長 それでは、報告事項の（２）みどりの基本計画パブリックコメントの結果について、御報告をさせていただきます。

新宿区みどりの基本計画改定素案につきましては、昨年11月14日から12月15日までパブリックコメントを実施いたしまして、素案に対します区民の皆様の御意見を伺いました。

意見を提出された方は12名の方でございましたけれども、12名の方から38件の意見をちょうだいしてございます。この意見の概要につきましては、資料6としてお配りをさせていただいております。

内容といたしましては、計画の中に既に反映されているもの、あるいは今後の事業実施の際に参考とさせていただくというような御意見が大半を占めてございまして、これによって計画を大きく変更するという意見はなかったというふうに考えてございます。また、東京都からも14件ほど意見をいただきまして、これは資料6の区民の方の御意見の後に掲載をさせていただいております。

本委員の皆様には、パブリックコメントの実施前に改定素案の冊子を御送付させていただきましたけれども、パブリックコメントの意見も踏まえて、また、特に素案に対する御意見のある場合につきましては、時間が大変なくて恐縮でございますけれども、本日から10日後、1月19日月曜日ぐらいいまでに事務局にお寄せいただければありがたいと存じます。

なお、前回の審議会の内容について、小林委員と高橋委員より御意見をちょうだいしてございます。ありがとうございます。素案をまとめる際に参考にさせていただいております。

パブリックコメントでいただいた御意見に対する区の考え方と計画の最終案につきましては、次回の審議会でお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今、課長のほうから御報告させていただきましたけれども、目を通していただいて、できれば1月29日ですか。

みどり公園課長 19日でございます。

熊谷会長 19日ですか。19日までに御意見をお寄せいただければと思います。

◎連絡事項など

熊谷会長 それでは、最後に、その他の連絡事項について、事務局よりお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、次回の審議会の日程でございます。

次回の審議会につきましては、1月29日、本日から3週間ほど後ということでございますけれども、29日木曜日、午後2時から、会場につきましては、本日と同じ第2委員会室を予定してございます。委員の皆様方には文書におきまして改めて御通知申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

◎閉会

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、予定の時間にもなりましたので、本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきます。

御協力どうもありがとうございました。

みどり公園課長 どうもありがとうございました。

午前11時29分閉会